第百三条第一項第九号中「第九十五条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の」を「新規事業分野開拓会社等の議決権について第九十五条第九項に規定する処分を行おうとする場合又は事業再生会社の議決権について同条第十項に規定する」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改め、同条第三項中「第一項第十一号」を「第一項第十号」に改める。

第百四条第三項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特例対象会社）

第百四条の二　法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

2　前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十三条第九項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3　法第七十三条第九項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等であって、当該会社の議決権を、農林中央金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4　法第二十四条第五項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

第百十二条第一号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　会計監査人の氏名又は名称

第百十二条第五号ホ⑶中「第六十条第一項第五号」を「第六十条第一項第五号イからホまで」に改める。

第百二十三条第四号ニ中「経営管理委員」の下に「、監事」を、「会計参与」の下に「、監査役、会計監査人」を加え、同号ト⑴中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑵及び⑶中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト⑷から⑹までの規定中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑽中「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第百四十七条の三第一項中「各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第百四十七条の七第一項及び第三項中「各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第百五十条第一項第一号中「又は農林中央金庫の職員が常駐する施設であって外国に所在するもの（事務所等を除く。）」を削り、「場合」の下に「（第二十一号の二に該当する場合を除く。）」を加え、同項第三号中「の選任又は退任があった場合」を「を選任しようとする場合又は役員が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）」に改め、同号の次に次の三号を加える。

三の二　農林中央金庫の役員の選任又は退任（以下この号及び第三号の四において「選退任」という。）があった場合（役員の選退任の前に、役員を選任しようとする旨又は役員が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の三　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四　会計監査人の選退任があった場合（法第二十六条の二第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第百五十条第一項第十五号中「第九十八条第一項各号」を「農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号」に、「第七十二条第九項第一号」を「第七十二条第十二項第一号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十五の二　法第七十二条第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合

第百五十条第一項第十七号中「第七十二条第九項第二号」を「第七十二条第十二項第二号」に改め、同項第二十号中「の会社」の下に「及び事業再生会社」を加え、同項第二十一号の次に次の三号を加える。

二十一の二　外国において主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置、移転、若しくは廃止又は当該事務所等において取り扱う業務の範囲を変更しようとする場合

二十一の三　農林中央金庫の職員が常駐する施設であって外国に所在するもの（事務所等を除く。）の設置、移転、又は廃止をしようとする場合

二十一の四　外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ　資本金又は出資の額を変更した場合

ロ　商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ　合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ　銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ　破産手続開始の決定があった場合

第百五十条第六項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改める。

別紙様式第一号2⑶記載上の注意1中「第24条第2項」を「第24条第3項」に改め、同様式2⑸の記載上の注意2中「の事務所等」の下に「並びに同項第21号の2に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等」を加え、同様式2⑹記載上の注意1中「第24条第3項」を「第24条第4項」に改める。

別紙様式第七号の二記載上の注意2中「第59条の4」を「第59条の4第1項」に、「すべて」を「全て」に改める。

別紙様式第七号の三2及び3中「第59条の4」を「第59条の4第1項」に改める。